

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）】

令和5年（2023年）2月
つくば市総務部総務課

■ 意見集計結果

令和4年(2022年)9月2日から10月3日までの間、つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について、意見募集を行った結果、提出された意見はありませんでした。

■ 修正の内容

○ P1 第2条本文について

修正前	修正後
第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。	第2条 この条例において「 <u>実施機関</u> 」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに財産区をいう。 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

※パブリックコメントによるものではありませんが、財産区が個人情報保護法の適用対象となることを踏まえ、個人情報保護委員会の助言を参考にして定義を修正しました。

○ P1 第3条第3項について

修正前	修正後
3 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者は、開示請求者が保有特定個人情報（市の機関（議会を除く。以下同じ。）又は財産区の機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該市の機関又は当該財産区の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関又は当該財産区の機関が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第	3 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者並びに財産区は、開示請求者が保有特定個人情報（ <u>実施機関</u> の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該 <u>実施機関</u> の職員が組織的に利用するものとして、当該 <u>実施機関</u> が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の

<p>27号)第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限る。)をいう。)の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。</p>	<p>写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※パブリックコメントによるものではありませんが、修正前は「市の機関」として本項に定義していたものを修正し、改めて第2条本文に「実施機関」と定義したことに伴い、内容を修正しました。

○ P1～4 第3条～第9条、第11条について

修正前	修正後
市の機関	実施機関

※パブリックコメントによるものではありませんが、修正前は「市の機関」と定義していたものを修正し、改めて第2条本文に「実施機関」と定義したことに伴い、該当する箇所を修正しました。

○ P4 第10条第3項について

修正前	修正後
<p>3 前2項の手数料は、法第114条第2項の規定により通知する手数料の納付方法により、同項の規定により通知する手数料の納付期限までに納付しなければならない。</p>	<p>3 前2項の手数料は、法第114条第2項(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知する手数料の納付方法により、同項の規定により通知する手数料の納付期限までに納付しなければならない。</p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、個人情報保護法に法第114条第2項に対する準用規定があることを踏まえ、法律との整合を図るために括弧書きを追加しました。